

# 考古学からみた聖俗二重首長制

## An Archaeological View of the Dual System of Religious and Secular Chieftainship

白石太一郎

はじめに

- ① 島の山古墳前方部埋葬の性格
- ② 多量の腕輪形石製品を出した古墳
- ③ 多量の腕輪形石製品をともなう埋葬にみられる二者
- ④ 古墳における聖・俗首長の埋葬位置

むすび

### [論文要旨]

古墳時代前期から中期初めにかけての4世紀前後の古墳の埋葬例のうちには、特に多量の腕輪形石製品をともなうものがある。鍬形石・石釧・車輪石の三種の腕輪形石製品は、いずれも弥生時代に南海産の貝で作られていた貝輪に起源するもので、神をまつる職能を持った司祭者を象徴する遺物と捉えられている。したがって、こうした特に多量の腕輪形石製品を持った被葬者は、呪術的・宗教的な性格の首長と考えられる。小論は、古墳の一つの埋葬施設から多量の腕輪形石製品が出土した例を取り上げて検討するとともに、一つの古墳の中でそうした埋葬施設の占める位置を検証し、一代の首長権のなかでの政治的・軍事的首長権と呪術的・宗教的首長権の関係を考察したものである。

まず、一つの埋葬施設で多量の腕輪形石製品を持つ例を検討すると、武器・武具をほとんど伴わないもの(A類)と、多量の武器・武具を伴うもの(B類)の二者に明確に分離できる。前者が呪術的・宗教的首長であり、後者が呪術的・宗教的性格をも併せもつ政治的・軍事的首長であることはいうまでもなからう。前者の中には、奈良県川西町島の山古墳前方部粘土槨のように、その被葬者が女性である可能性がきわめて高いものもある。次に両者が一つの古墳のなかで占める位置関係をみると、古墳の中心的な埋葬施設が1基でそれがB類であるもの、一つの古墳にA類とB類の埋葬施設があり、両者がほぼ同格のもの、明らかにB類が優位に立つものなどがある。

それらを総合すると、この時期には政治的・軍事的首長権と呪術的・宗教的首長権の組合せで一代の首長権が成り立つ聖俗二重首長制が決して特殊なものではなかったことは明らかである。また一人の人物が首長権を掌握している場合でも、その首長は大量の武器・武具とともに多量の腕輪形石製品をもち、司祭者の権能をも兼ね備えていたことが知られるのである。

## はじめに

1996年に奈良県立橿原考古学研究所が実施した奈良県川西町所在の前方後円墳である島の山古墳の現状確認調査によって、その前方部の粘土槨から133点もの腕輪形石製品が出土し、人びとを驚かせたことはまだ記憶に新しい。この古墳は、奈良盆地のほぼ中央部に位置する墳丘長190mの古墳時代中期初頭の大型前方後円墳である。前方部の先端頂部に、墳丘の主軸に直交する方向の軸をもつ大型の粘土槨が営まれており、その木棺被覆粘土上に車輪石80点、鍬形石32点、石釧32点という多量の腕輪形石製品が置かれていた<sup>(1)</sup>のである。

一つの古墳の一つの埋葬施設から腕輪形石製品が数十点まとまって出土する例は以前から何例か知られていたが、この島の山古墳の例は群を抜いていた。さらにこの粘土槨の棺内部分からは、3面の獣形鏡、3点の石製合子が被葬者が身に付けていた装身具の玉類とともに検出されたが、武器・武具の副葬はまったくみられなかった。古墳時代の腕輪形石製品は弥生時代の貝輪の系譜をひく司祭者の象徴的な持ち物である。さらに被葬者が手玉を着装していたことなどから、この前方部の被葬者は女性の司祭者、すなわち巫女であった可能性が大きい。島の山古墳では、後円部の頂部に大規模な竪穴式石室が存在したことが知られている。後円部に葬られたおそらく男性の政治的・軍事的首長に対して、この前方部の粘土槨には女性司祭者の埋葬が想定できるのであり、男性の政治的・軍事的首長と女性の宗教的・呪術的首長の組合せからなる首長権、すなわちヒメ・ヒコ制とも呼ばれる聖俗二重首長制の存在を示唆<sup>(2)</sup>している。

古代日本にもこうした聖俗二重の首長制が存在したであろうことは、『魏志』倭人伝にみられる卑弥呼と男弟の関係、『日本書紀』や『風土記』の伝承にみられる多くの女性首長あるいは男女の組合せからなる首長のあり方、未婚の皇女が伊勢神宮に赴く斎王の制度、さらに琉球におけるキコエ大君の存在<sup>(3)</sup>などから多くの研究者が指摘しているところである。ただそれらの研究は、卑弥呼とその男弟の例を別にすると、他はいずれも大きな史料的限界をもつ伝承的史料によるところが多く、その実態については必ずしも明確にされているとはいえない。また琉球王国のキコエ大君の権能が卑弥呼の王権などとは似て非なるものであるとする高良倉吉の指摘も聞くべきである<sup>(4)</sup>。考古学の立場からこの問題に接近しようとした仕事も、その否定論をも含めていくつかあるが、その多くは考古学的にはきわめてアプローチが難しいジェンダーの問題から出発した議論で、必ずしも聖俗二重首長制ないし聖俗二重王制それ自体の存在形態を実証的に明らかにしているわけではない。

そうした中で明らかになった島の山古墳前方部埋葬の実態は、この問題を考古学的に追求する上にきわめて多くの示唆を与えてくれた。特にこの前方部の埋葬を宗教的・呪術的首長のものとする想定に誤りがないとすれば、他の腕輪形石製品の大量副葬例についてもきわめて重要な示唆が与えられることになる。小論はこうした視点に立って、前・中期古墳における腕輪形石製品の大量副葬例の検討を手がかりに、古墳時代前半期における聖俗二重首長制・聖俗二重王制<sup>(5)</sup>のあり方を考えてみようとするものである。

なおその場合、この考察の課題を最初から「ヒメ・ヒコ制」とすることは避けたい。古墳被葬者の性別の追求はきわめて興味深くかつ重要な課題ではあるが、それがきわめて難しいことも過去の

研究が物語っている。また神をまつものが必ずしも女性に限られなかったことも、多くの史料から想定されるところである。したがって「ヒメ・ヒコ制」の追求に課題を限定してしまうことは、日本の古代王権や首長権の実像の追求にさまたげとなる恐れがないとはいえない。<sup>(7)</sup>まず聖俗二重首長制・王制の存否やその実態の解明を第一の課題とし、そのうえで可能なかぎりその性的役割り分担の問題にも接近することにしたい。

## ①……………島の山古墳前方部埋葬の性格

さきにふれたように古墳の一つの埋葬施設で、もっとも多量の腕輪形石製品を出したのは、奈良県島の山古墳の前方部の粘土槨である。この古墳は奈良県磯城郡川西町唐院に所在する、前方部を南に配した前方後円墳で、その周囲に水を湛えた周濠をめぐらした文字どおり「島の山」である。墳丘の長さは190mと報告されているが、こうした平野部の大型前方後円墳の周濠は後世農業用水として利用され、その水位が高くなっている例が多く、この古墳も本来200mをこえる墳丘長をもっていたことは疑いなかろう(図1)。

後円部にはかつて大きな竪穴式石室が存在したことが知られており、その主軸は墳丘のそれと並行する南北方向であったらしい。この石室に用いられていた兵庫県高砂市の竜山産の流紋岩質凝灰岩製の、明確に加工痕をのこす大型天井石が数枚、後円部から濠を隔てて西側に位置する比売久波神社や付近の民家などに遺存する。<sup>(8)</sup>こうした竜山石製の天井石の存在からも、きわめて豪壯な竪穴式石室であったことが想定される。

この石室は1882年に発掘され、多数の遺物が出土したという。<sup>(9)</sup>それらの遺物は早くに散逸したが、地元の福西家、片山家、東京国立博物館、天理参考館などには腕輪形石製品をはじめとするこの古墳出土と伝えられる遺物が存在し、それらの中にはこの竪穴式石室の遺物が含まれている可能性が高い。またアメリカのメトロポリタン美術館やデ・ヤング博物館所蔵の車輪石も、褐色の酸化物の付着状況などから島の山古墳出土品である可能性が指摘されている。<sup>(10)</sup>現在では、この竪穴式石室の本来の遺物の組合せを明らかにすることは出来ないが、この石室にも車輪石を中心とする少なくとも腕輪形石製品が副葬されていたことが想定される。

このほか、現在橿原考古学研究所附属博物館が所蔵する長径24.7センチの大型の車輪石は、1932年に森田常次郎氏がくびれ部の頂部付近で採集されたものである。<sup>(11)</sup>このことからくびれ部付近にも腕輪形石製品を副葬した竪穴式石室以外の埋葬施設が存在した可能性が高い。

一方、1996年に前方部の先端に近い頂上部で検出された粘土槨は、墳丘の主軸に直交する東西方向のもので、東西10.5m、南北3.4m、深さ0.5mの墓壇の北よりに棺を納める溝状の掘り込みを設け、底部に礫を敷いたのちコウヤマキ製の割竹形木棺を納めたもので、さらに墓壇の四壁直下にも排水溝を設け礫を充填していた。木棺の痕跡は長さ7.45m、東側の幅86cm、西側の幅65cmで、東頭位の埋葬が行われたことが知られる。<sup>(12)</sup>

木棺の上には二重に粘土が被覆されていたが、一重めの直接木棺を被覆した粘土上に多数の腕輪形石製品が並べられ、さらにその上には二重目の粘土が覆われたが、木棺の腐朽によって二重の粘土の間に置かれた腕輪形石製品の多くは被覆粘土とともに棺内の空洞部分に陥没していた(図2)。

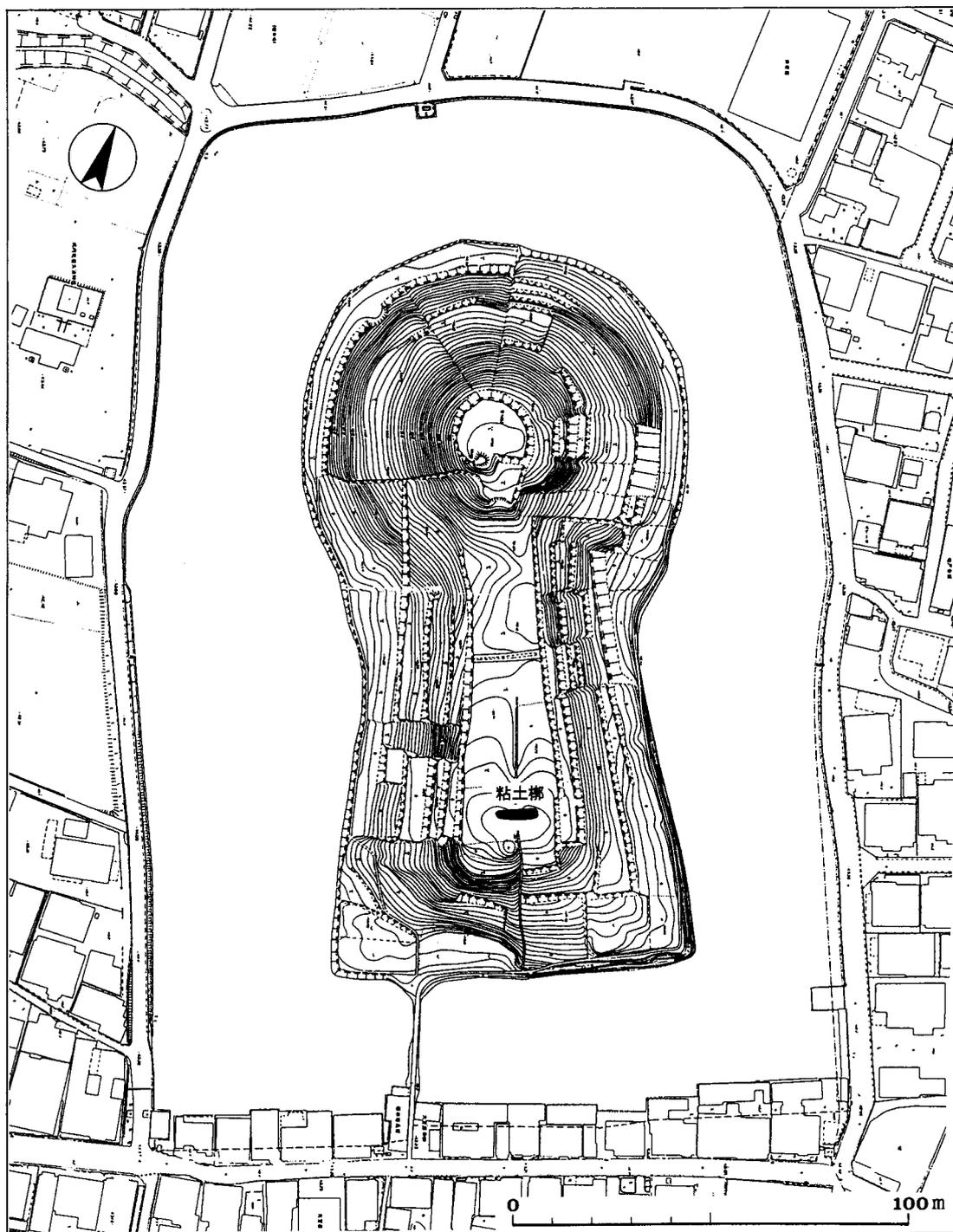


図1 奈良県川西町島の山古墳（註1文献による）



図2 島の山古墳の前方部粘土槨（註1文献による）

検出された腕輪形石製品は、破片をも含むと140点に及び、完形品及び完形に近い形に復元出来たものは、車輪石80点、石釧32点、鋏形石21点に達するという。それらは、東半部に車輪石が集中し、西半部には鋏形石、石釧が集中する個所がみられたが、それらの間や西端にも車輪石が置かれていた。また棺外の西より、棺の南側の部分に、腕輪形石製品の配置後、短剣1点と小刀5点が置かれていた。またやはり腕輪形石製品の配置後、墓壇内で滑石製玉類の緒を切る行為が行われたと想定されており、東側には滑石製勾玉が、西側には白玉が散乱していた。

陥没した被覆粘土を排除した棺内からは、東よりの被葬者の頭部付近から獣形鏡3点がいずれも鏡面を下にして、袋ないし布に包まれた状態で出土した。またその付近から3組の石製合子、5点の緑色凝灰岩製の管玉形石製品が検出されている。またこの頭部からやや西よりの腹部付近からは、碧玉製の管玉による1連と緑色凝灰岩製の細長い管玉からなる2連の、合わせて3連の首飾りが先端に六角柱体で表面に綾杉文の線刻を施した碧玉製のペンダントトップを配した状態で検出された。さらにこのペンダントトップの左右の手首の位置からは、緑色凝灰岩製の管玉や丸玉が手玉としての着装状況を想定できる状態で検出されている。

右側のものは通常の管玉を2連に列

ねたものであるが、左側のものは、3センチ前後の長さの弧状に湾曲した管玉を列ねた1連と扁平な丸玉を列ねた1連の組合せからなる。

以上が概報から知ることの出来る前方部粘土槨の発掘調査結果の概要である。ところで鍬形石・石釧・車輪石の3種の腕輪形石製品の祖形やその性格についてはすでに多くの研究者の努力によってその輪郭がほぼ明らかにされている。それらの祖形は弥生時代に北九州を中心に用いられた南海産の貝を加工した貝輪である。すなわち鍬形石の祖形はゴホウラを縦切りにした男性用の貝輪、石釧の祖形はイモガイを輪切りにした女性用の貝輪、車輪石の祖形はオオツタノハの頂部を切り取った女性や小児用の貝輪である。さらにゴホウラの貝輪は男性の司祭者、イモガイの貝輪は女性の司祭が身に付けるもので、ともに幼少時から将来のそうした特別な職能を期待されて着装されていたことが明らかにされている。<sup>(13)</sup>このような特別な意味をもった南海産の貝輪を、古墳時代になって多くは緑色凝灰岩で模造するようになったのが鍬形石、石釧、車輪石である。これら三種の腕輪形石製品については、それぞれが本来持っていた性差がなお保たれていたかどうかは疑問とされるが、それが神を祀るもの、すなわち司祭者を象徴する持ち物であったことは、次節以下の検討の結果からも疑いなかろう。

島の山古墳の前方部の粘土槨では、一つの埋葬施設に133点もの腕輪形石製品が伴っていたこと、さらにそれが通常みられるように棺内や棺に隣接した位置に副葬されていたのではなく、長大な割竹形木棺を被覆した粘土上に一面に敷き並べていた特異な出土状況が注目される。このことは、この粘土槨の被葬者が多量の腕輪形石製品を所持していた司祭者であったことを示すだけでなく、それが被葬者を邪悪なものから護る辟邪の機能を期待して棺上に敷き詰められていたことを予測させる。さらにこの多量の腕輪形石製品の上にもさらに粘土が被覆されていたことを重視すると、それは被葬者を邪悪なものから護る意味とともに、被葬者やその強力な靈魂を封じ込める意味をも持っていたと考えるべきかもしれない。こうした特異な腕輪形石製品の配置は、その被葬者が神を祀り、その意志を伝える霊能者としてもきわめてすぐれた、ある意味では恐るべき能力を持っていたことを推測させるのである。この島の山古墳の腕輪形石製品については、その本来の呪的機能を失い、単に葬送儀礼の道具となった腕輪形石製品の最後の姿であったとする評価もあるが、むしろ今まで例を見ない特異な出土状況の持つ意味を積極的に評価する必要があるのではなかろうか。

さらにこの粘土槨では、被葬者の職能だけではなく、その性別についても想定する材料がえられていることが重要である。まずこの埋葬では、棺内からは装身具の玉類のほかに3面の獣形鏡、3点の石製合子が検出されているのに対し武器・武具類はまったみられない。武器・武具としては、わずかに棺外から短剣1と小刀が出土しているにすぎず、この時期の一般的な副葬品の組合せと比較するときわめて特異なあり方を示している。さらにこの被葬者が左右に手玉を着装していたことも重要である。のちの人物埴輪では、手玉を付けているのは女性に限られる。これらの点から、この埋葬施設の被葬者は女性であった蓋然性がきわめて高い。島の山古墳では女性の司祭者、すなわち巫女が前方部の粘土槨に埋葬されていた可能性がきわめて大きいということになる。

次に検討を要するのは、この前方部の被葬者と後円部の竪穴式石室など他の埋葬施設の被葬者との関係である。この点については、すでに後円部の竪穴式石室が失われ、その副葬品の実態も明らかではないが、ただこの前方部の埋葬施設が竪穴式石室の省略形式である粘土槨であるのに対して、後円部の中心的埋葬施設が、播磨の竜山石製の天井石を用いた立派な竪穴式石室であることが注意される。このことから、この古墳の中心的被葬者、すなわち墓主が後円部の竪穴式石室に葬られ

た人物であったこと、前方部粘土槨の被葬者がその古墳に陪葬された人物であったことは疑いなかろう。

1996年の前方部粘土槨の検出以前に出土している遺物の内、少なくない量のものがこの後円部石室の出土品であろうと想定されている。その中には多くの腕輪形石製品、特に車輪石がみられるが、ただ森田常次郎氏がくびれ部付近で採集された大型車輪石の存在を重視すると、既往の出土品の腕輪形石製品のすべてを竪穴式石室の出土品と考える必要はなかろう。さきにもふれたように、くびれ部付近にいま一基相当量の腕輪形石製品を副葬した埋葬施設の存在を想定することができるからである。

5年間にわたる島の山古墳の現状確認調査の最終年度にあたる2000年度の調査により、前方部のくびれ部寄りで前方部を横断する方向に掘削された境界溝を利用した発掘によって、粘土槨と推定されるもう一基の埋葬施設が存在したことが確認されている。境界溝で切られた墓壇断面には、粘土で覆われて鎌、刀子などの石製模造品や、鉄斧、刀子などの鉄製工具が多量に認められ、粘土槨に付随する副葬品収納施設ではないかと想定されている<sup>(15)</sup>。これが森田氏が採集された車輪石をともなった埋葬施設の一部であった可能性も考えられよう。

島の山古墳では、後円部の頂部に大規模な竪穴式石室、前方部先端付近頂部に件の粘土槨、さらにくびれ部頂付近にももう一基の竪穴式石室以外の種類の埋葬施設の存在が想定されるが、残念ながら後円部竪穴式石室の被葬者の性格を追求しうる考古学的材料はない。ただ前方部の粘土槨に陪葬された人物が強力な霊能を持った巫女であったと想定できること、さらにくびれ部にも司祭者を象徴する遺物である腕輪形石製品を多量にともなう埋葬施設が存在したらしいことを重視すると、後円部に葬られたこの古墳の墓主が、男性の政治的、軍事的首長であった可能性は大きいと考えることが出来よう。

中期初頭、おそらく4世紀後半の、墳丘長200m級の大前方後円墳である島の山古墳では、おそらく男性の政治的・軍事的首長が後円部の竪穴式石室に、それを扶けた女性の呪術的・宗教的首長が前方部の粘土槨に陪葬されていたと想定することができる。なお、くびれ部に存在したと想定され、多数の腕輪形石製品を持っていた可能性のあるもう1基の埋葬施設については、その内容や性格を含めて今後の調査に待つほかない。

多量の腕輪形石製品を出した島の山古墳の前方部埋葬の検討の結果、この古墳ではおそらく男性の政治的・軍事的首長と女性の呪術的・宗教的首長の合葬が想定できることを述べた。こうした想定をより確かなものとするには、同じように多量の腕輪形石製品を出した古墳の検討が不可欠である。次に、島の山古墳以外で多量の腕輪形石製品を出した古墳の埋葬例について逐次検討を加えることにしよう。

## ②……………多量の腕輪形石製品を出した古墳

腕輪形石製品が出土した古墳の数は少なくないが、いまとりあえず一基の埋葬施設から5点以上の腕輪形石製品が出土した例をあげると、管見にふれたもので49例を数えることができる（付表参照）。このうち最多の腕輪形石製品を出した奈良県島の山古墳前方部粘土槨の133点例に次いで多い

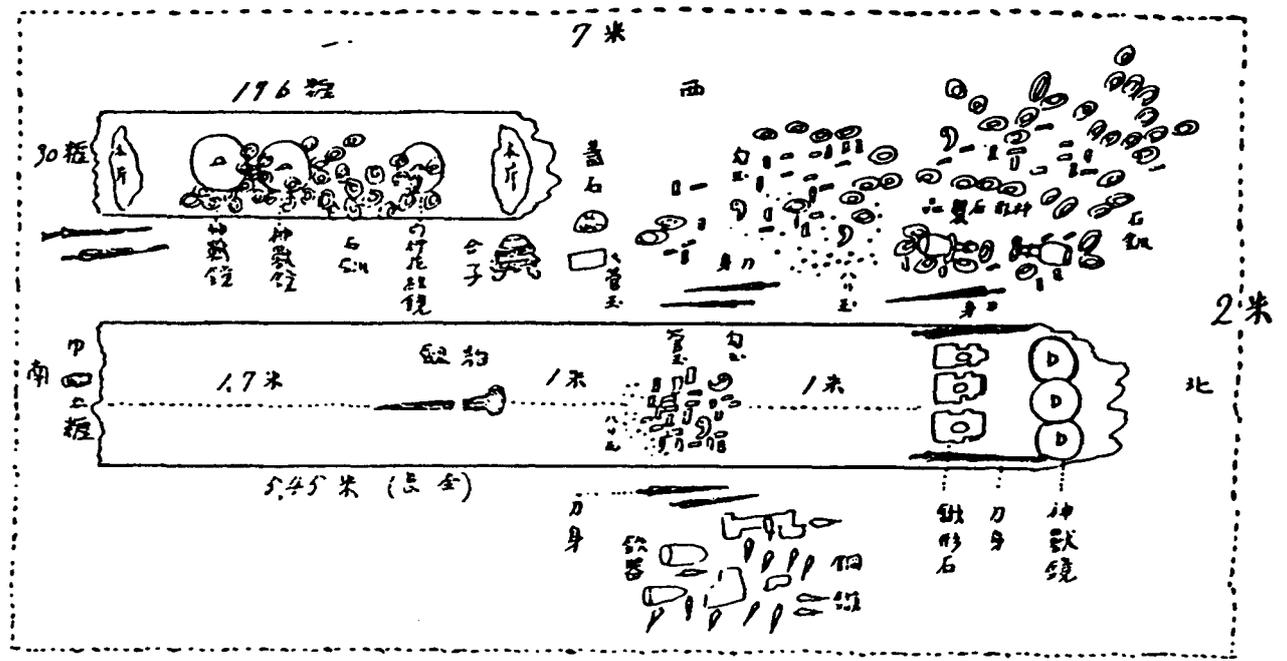


図3 岐阜県大垣市長塚古墳の埋葬施設の調査図（註17文献による）

例を順にあげると、岐阜県長塚古墳西櫛の76点、三重県石山古墳西櫛の67点、大阪府茶臼塚古墳竅穴式石室の55点、奈良県東大寺山古墳粘土櫛の55点、奈良県？北和城南古墳の40点などである。このうち古墳の実態のまったくわからない北和城南古墳以外の4例について検討してみよう。

#### ■岐阜長塚古墳西櫛

岐阜県長塚古墳は、大垣市矢道町に所在する、西に前方部を配した前方後円墳である。すでに後円部が失われているが、最近の大垣市教育委員会の調査によって本来の墳丘長は87mで、馬蹄形の周濠をもっていたことが明らかにされている。<sup>(16)</sup> 1929年に瓦土採取中に多くの遺物が出土し、藤井治左衛門によって調査が行われた。<sup>(17)</sup> 破壊にともなう立会調査ではあるが、藤井の報告は詳細かつ的確で、ほぼその全容を知ることができる。それによると、後円部の頂上部に墳丘の主軸に直交する方向の粘土櫛が2基、いずれも北頭位で並列して営まれていた。藤井の残した出土遺物の配置図（図3）などによると、東櫛は割竹形木棺を収めたものであったらしく、その長さは5.45mで、棺内から装身具の玉類のほかに三角縁神獣鏡3、鍬形石3、素環頭大刀1を含む鉄刀3、棺外から鉄刀5、銅鏡14、鉄斧4などが出土している。一方の西櫛は板材を組合せた箱形の木棺で、棺内からは装身具の玉類のほかに仿製内行花文鏡1、従来仿製とされていた三角縁神獣鏡2、石釧76、碧玉製合子1、石杵2などが、また棺外からは鉄刀2がみつがっている。

このように、多量の石釧を出した西櫛は組合せ木棺を用いたもので、棺内からは石釧のほか鏡3面と石製合子などが出ているが、刀剣は棺外に鉄刀が2点あったにすぎない。これに対し東櫛は、鍬形石3点、鏡3のほか棺の内外から合わせて鉄刀8、銅鏡14点がみられ、武器の量において明確な差異がみられるのである。したがって長塚古墳の場合は、76点もの石釧をもち、棺内には武器を

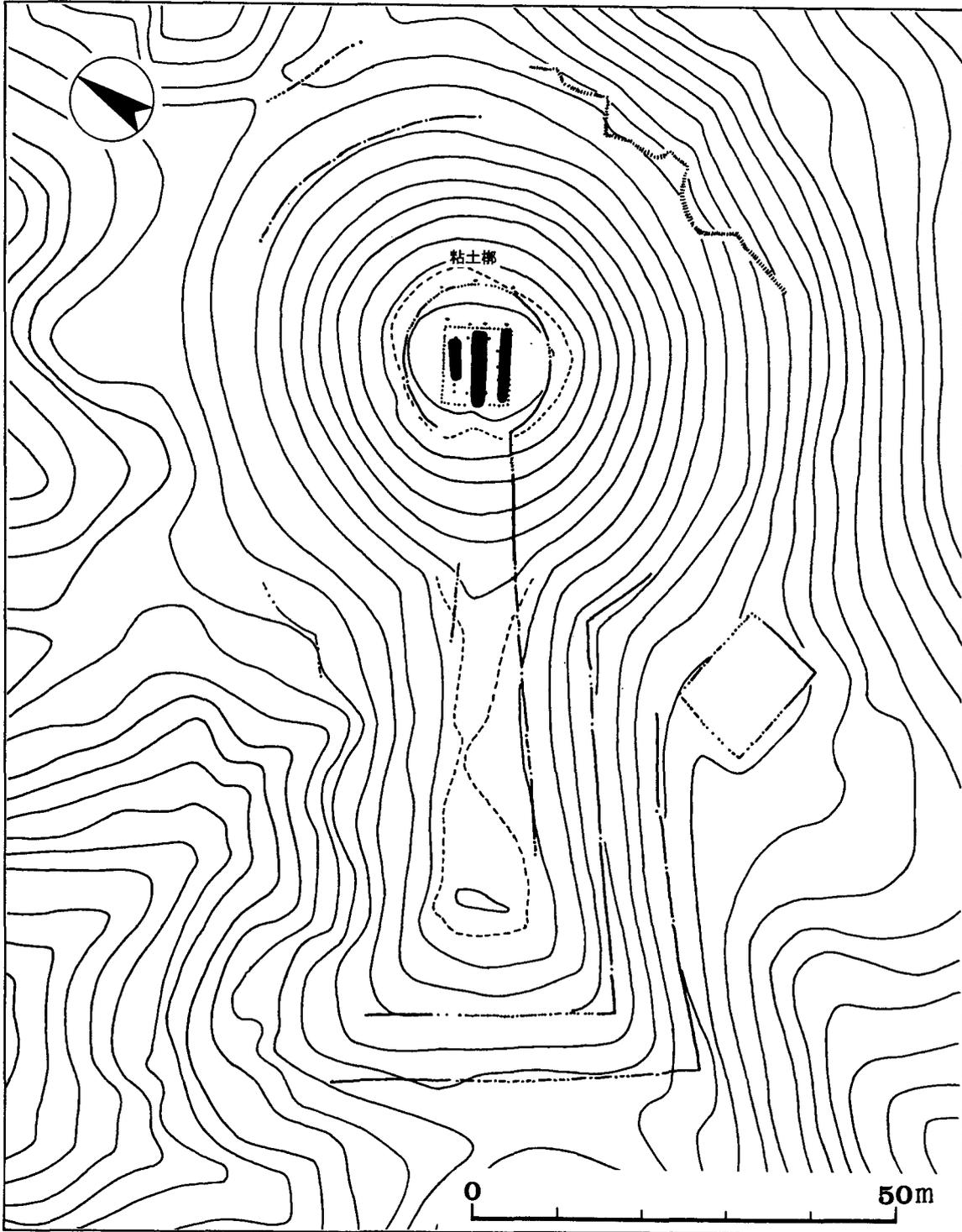


図4 三重県上野市石山古墳の墳丘と埋葬施設（註18文献による）

付表 多量の腕輪形石製品を出した古墳の埋葬施設

番号	府県	古墳	埋葬施設	鍬形石	石劔	車輪石	貝輪	鏡	石製品・石製模造品
1	茨城	常陸鏡塚	粘土槨		6			2	農工具, 紡錘車
2	埼玉	熊野神社	粘土槨		6			1	巴形, 筒形, 紡錘車
3	山梨	銚子塚	竪穴式石室		6	5	1	5	杵
4	愛知	兜山	粘土槨		9			4	合子, 埴, 器台
5	愛知	出川大塚	粘土槨		7			4	合子
6	愛知	東之宮	竪穴式石室	1	3	1		11	合子
7	岐阜	陵山白山	粘土槨	4		1		2	筒形, 剣, 紡錘車
8	岐阜	長塚	西槨(粘土槨)		76			3	合子, 杵
9	富山	桜谷2号	不明		5			+	紡錘車
10	石川	雨の宮1号	粘土槨		15	4		1	琴柱形
11	福井	竜ヶ岡	石棺直葬		6		3	2	
12	三重	向山	粘土槨		11	3		5	筒形
13	三重	石山	西槨(粘土槨)	10	13	44		2	農工具, 琴柱形, 玉杖形, 紡錘車
14	滋賀	北谷11号	粘土槨	5				1	
15	京都	カジヤ	第1主体(竪穴式石室)	2	2	1		1	
16	京都	垣内	粘土槨		3	9		6	鍬形
17	京都	百々池	竪穴式石室		6	6		8	紡錘車
18	京都	寺戸大塚	後円部竪穴式石室		8			4	琴柱形
19	京都	西車塚	竪穴式石室	2	3	10		5	合子
20	京都	興戸	粘土槨	2	10			2+	
21	京都	飯岡車塚	竪穴式石室	1	37	20			合子
22	京都	平尾城山	竪穴式石室		12	2		1	
23		北和城南	不明	8	16	16		+	筒形, 紡錘車
24	奈良	佐紀陵山	竪穴式石室	3	1	3		6	椅子, 高杯, 合子, 琴柱, 刀子, 白, 貝殻形
25	奈良	猫塚	前方部竪穴式石室		21			1	
26	奈良	猫塚北	粘土槨		8	2			合子
27	奈良	マエ塚	粘土槨	10				9	合子, 埴
28	奈良	東大寺山	粘土槨	27	2	26			埴, 台付埴, 鍬形, 筒形
29	奈良	櫛山	竪穴式石室	+	6+	6+			合子, 槽
30	奈良	メスリ山	竪穴式石室(主室)	3	23	5		3片	椅子, 櫛, 合子(他に副室に多数)
31	奈良	巢山	竪穴式石室	6	+	4		+	筒形, 勾玉, 斧, 刀子
32	奈良	新山	竪穴式石室	1	18	2		34	筒形, 枕形, 刀子柄, 鍬, 斧
33	奈良	竹林寺	粘土槨		6+			1	
34	奈良	鳥の山	前方部粘土槨	21	32	80		3	合子
35	大阪	松岳山	竪穴式石室	1	27+			2	
36	大阪	茶臼塚	竪穴式石室	6	41	8		2	
37	大阪	東の大塚	竪穴式石室	1		5		+	齒車形
38	大阪	ヌク谷北塚	粘土槨		5			3	栓形
39	大阪	駒ヶ谷宮山	竪穴式石室		6				
40	大阪	大師山	粘土槨	1	18	25		1	紡錘車
41	大阪	乳の岡	石棺粘土被覆	3		18		9+	鍬形, 異形品
42	大阪	弁天山C1号	竪穴式石室		5	4		3	合子, 筒形
43	大阪	紫金山	竪穴式石室	6		1	3	12	紡錘車
44	大阪	待兼山		1	1	3		1	
45	兵庫	万頼山	竪穴式石室		4	1		2	琴柱
46	鳥取	馬山4号	竪穴式石室		8	4		5	
47	徳島	巽山	竪穴式石室	4	4	8		3	
48	香川	岩崎山4号	竪穴式石室(割竹形石棺)		4	1	約10	2	
49	佐賀	谷口	東石室(横穴式石室)		11			5	

武器・武具	その他	人骨
鉄刀1 (刀剣若干) 鉄刀4, 鉄剣3, 鉄鍬 鉄刀片7 鉄刀片 鉄刀・鉄剣9, 短剣2, 槍17, 鉄鍬 鉄剣1, 鉄刀5, 巴形銅器 鉄刀2 鉄剣7, 鉄刀7, 銅鍬, 鉄鍬, 方形板革綴短甲, 鞆, 盾,	玉類, 鉄製農工具, 櫛 玉類, 筒形銅器 玉類, 鉄製農工具 玉類 玉類, 玉類, 鉄斧, 鉄針 玉類 管玉, 鉄斧	壮年
鉄剣3 鉄刀2 鉄剣1, 素環頭大刀1, 鉄剣28, 鉄刀1, 鉄鍬 鉄剣3, 筒形銅器 鉄剣18, 鉄刀14, 槍23, 短刀10, 短剣31, 鉄鍬, 銅鍬, 方形板革綴短甲 鉄剣, 鉄刀, 鉄槍 鉄剣4, 鉄刀10+, 鉄鍬 鉄剣, 鉄刀 鉄剣	玉類, 鉄製農工具 玉類, 鉄製農工具 鉄製農工具 管玉 玉類, 鉄製農工具, 針 玉類 玉類, 鉄製農工具, 埴製合子 玉類 管玉	壮年男性, 熟年女性
刀剣片 鉄剣, 鉄刀, 鉄鍬 鉄剣22, 鉄刀8 鉄剣119, 鉄刀24 鉄剣9+, 鉄刀20+, 槍10, 銅鍬, 鉄鍬, 巴形銅器を伴う盾, 革甲 鉄鍬 (副室に多種多数)	玉類 玉類, 鉄製農工具 管玉 玉類 鉄製農工具 玉類 管玉, 刀子 玉類(副室に鉄製農工具多数)	
鉄剣16, 鉄刀16 鉄刀剣 鉄剣1, 鉄小刀5 鉄剣, 鉄刀, 銅鍬, 鉄鍬 鉄刀片 鉄剣片 鉄剣	玉類, 銅劔 管玉, 金銅製帯金具 鉄釘 玉類, 櫛 玉類, 鉄製農工具 鉄製農工具 玉類, 鉄斧, 鉄ノミ 玉類 管玉	
鉄刀1, 銅鍬31 鉄剣31, 鉄刀37, 短刀4, 鉄鍬, 筒形銅器, 竪剥板革綴短甲 鉄鍬 鉄剣1, 鉄刀1, 鉄鍬 鉄刀1 鉄剣6, 鉄刀1, 鉄槍3, 銅鍬, 鉄鍬 鉄剣2, 鉄刀10+, 鉄鍬	玉類, 鉄製農工具 玉類, 鉄製農工具, 鉄鋸 玉類, 鉄斧, 玉類, 鉄製農工具 玉類, 鉄製農工具 玉類, 鉄製農工具 鉄斧	3体合葬か

まったく持たない西槨の被葬者と、鍬形石3をともなうとはいえ、棺の内外に多くの鉄刀をもつ東槨の被葬者とはその性格を大きく異にすると考えざるをえない。前者が呪術的・宗教的首長の埋葬施設であり、後者が政治的・軍事的首長のそれであることはいうまでもなからう。

この長塚古墳場合、東西両槨それぞれの被葬者の性別は明らかにしえないが、ただ西槨の多量の腕輪形石製品がすべて石釧であり、東槨の被葬者がもつ腕輪形石製品が3点の鍬形石であることは興味深い。古墳時代の腕輪形石製品では、それぞれのモデルとなった弥生時代の南海産の貝輪にみられた性差による使い分けの原理は基本的には崩壊するが、この場合はその観念が遺存しているものと考えたくなるケースである。この点から東槨が男性、西槨が女性である可能性は、決して少なくないと思われる。

なお、双方の埋葬施設の構築順序については、東槨の鏡が3面とも従来舶載三角縁神獸鏡と考えられていたものであるのに対し、西槨には2面の仿製三角縁神獸鏡と考えられていた鏡がみられるところからも、東槨が西槨に先行するものである可能性は少なくないと思われる。ただ西槨の石釧、東槨の鍬形石ともそれぞれ比較的新しい型式のものを含んでいることから、その間に大きな年代差を考える必要はなからう。

### ■三重県石山古墳西槨

三重県石山古墳は、上野市に所在する墳丘長120mの中期初頭の前方後円墳で、1948～50年に小林行雄らが発掘調査を実施した<sup>(18)</sup>。後円部の墳頂部に、墳丘の主軸と同じ方向に、いずれも同一の墓壇内に営まれた3基の粘土槨が検出されている(図4)。鍬形石10点、車輪石44点、石釧13点という多量の腕輪形石製品を出した西槨は長さ3.7mの箱式木槨で、長さ8.1mの中央槨の木槨、長さ7.7mの東槨の木槨がともに割竹形木槨であるのと異なっている(図5)。

西槨では棺内北端部の下層に白玉、琴柱形石製品、紡錘車形石製品、勾玉などが、中層の下半には車輪石と石釧、上半には鍬形石の腕輪形石製品が、上層には農工具と石製模造品類が集積されていた。その南の頭部と想定される位置には仿製神獸鏡と小型仿製鏡や玉類があり、棺内中央部の左右には素環頭大刀と剣が各1本ずつ置かれ、棺の南部にも車輪石と石製模造品類が集積されていた。さらに棺の南端部では、石製模造品や紡錘車形石製品と農工具類が棺と粘土の間に封じ込められていた。

これに対し中央槨では、その中央部が盗掘により失われていたが、棺の北端付近では小札革綴冑と農工具や石製模造品が出土し、棺内北よりでは巴形銅器を付けた盾や鉄鏃が、南よりでは盾が、さらに南端部でも農工具や石製模造品がみられた。このほか棺の両側には盾やおびただしい数の槍が出土している。また東槨では、棺の北よりから巴形銅器6個を付けた盾、銅鏃・鉄鏃を収めた鞆、玉類や石製模造品類が、また棺の中央部では内行花文鏡や櫛、鉄鏃、剣などがみられた。棺の南よりでは長方板革綴短甲、草摺、弓のほか多数の石製模造品や白玉が、さらに南端では粘土に塗り込められたような状況で農工具類が出土している。さらに東槨の棺外両側には8面もの盾、素環頭大刀を含む多数の大刀や槍、銅鏃、鉄鏃、鍬形石製品などが置かれていた。

このように、西槨では棺内に素環頭大刀1、剣1、棺外に2本の槍がみられたにすぎないのに対し、中央槨と東槨では腕輪形石製品は1点もみられないのに、棺の内外におびただしい数の武器・武具が納められていた。鏡や農工具、石製模造品は三槨に共通するのに対し、腕輪形石製品と

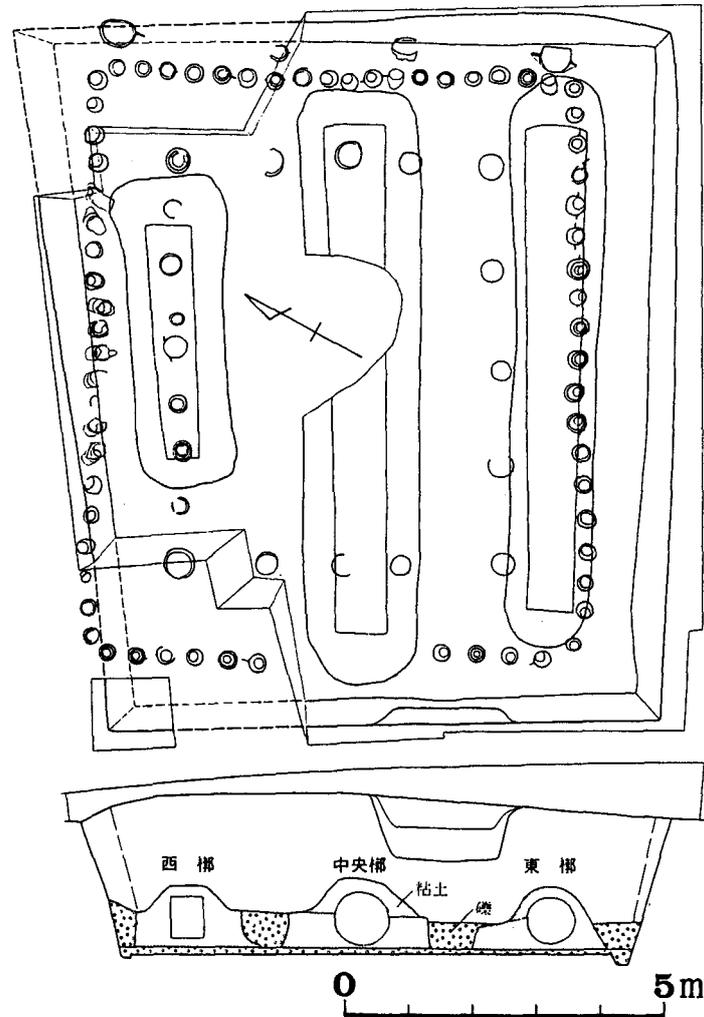


図5 石山古墳の西槨・中央槨・東槨（註18文献による）

武器・武具のあり方には、西槨と中央槨・東槨との間にきわめて明確な差異が認められるのである。これほど明確な相違は、それぞれの埋葬施設の被葬者の性格の違いを反映するものと捉えるほかならう。ここでもまた、多数の腕輪形石製品をともなった西槨を呪術的・宗教的役割をもつ首長の、多量の武器・武具をともなう中央槨と東槨の被葬者を政治的・軍事的役割をもつ首長の埋葬施設と理解することができよう。なお石山古墳の西槨の腕輪形石製品には、鍬形石、石釧、車輪石の三者が含まれており、その被葬者の性別を想定しうるような材料はみあたらない。

■大阪府茶臼塚古墳竪穴式石室

大阪府茶臼塚古墳では、41点の石釧、6点の鍬形石、8点の車輪石と合計55点もの腕輪形石製品が出土しているが、今まで検討した前方後円墳の島の山古墳、長塚古墳、石山古墳などとは異なり、南北約22m、東西約16m程度と想定されている方墳である。<sup>(19)</sup> 墳丘のほぼ中央に、南北方向に主軸を

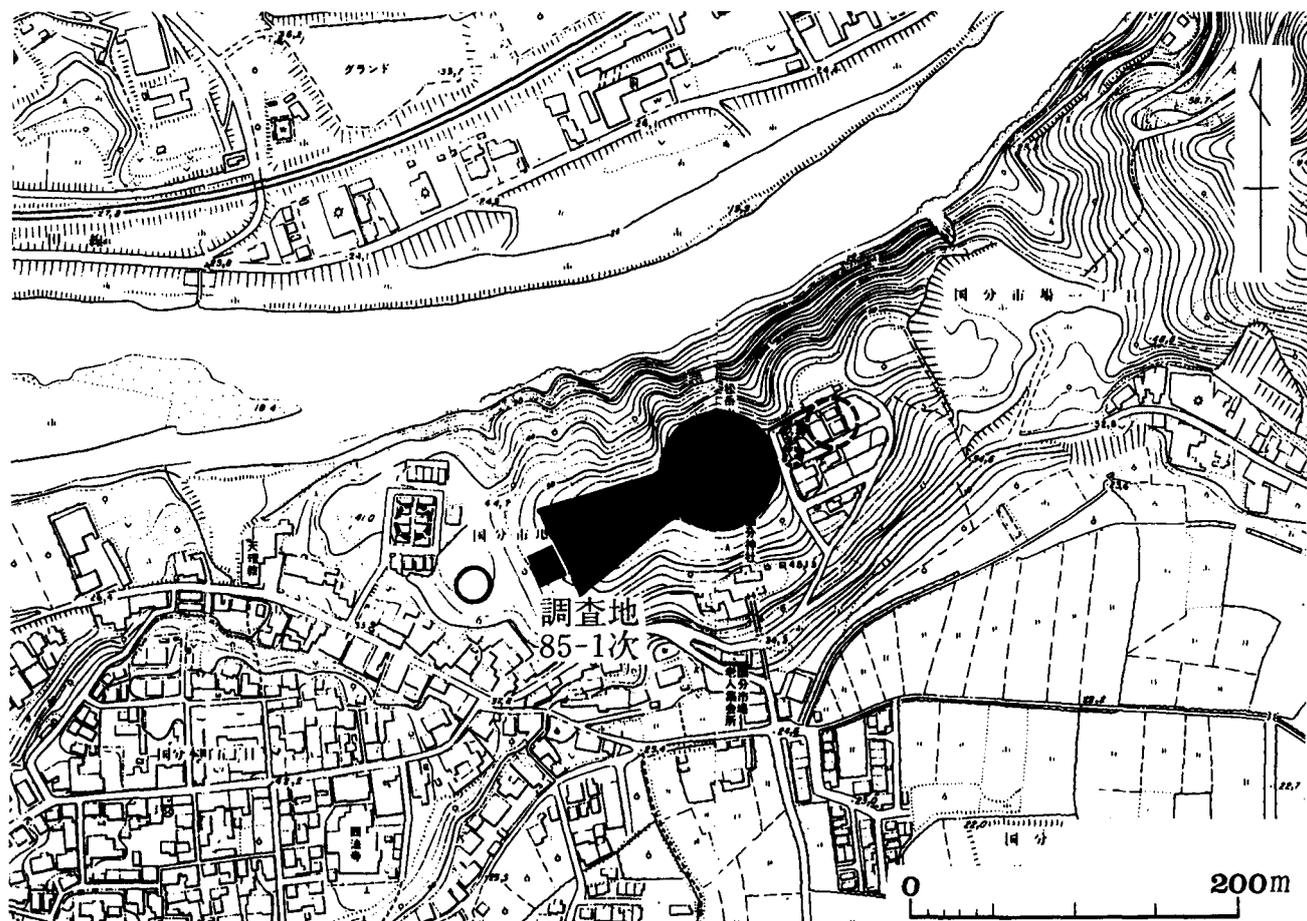


図6 大阪府柏原市松岳山古墳と茶臼塚古墳の位置関係

置き、長狭で高い空間をもつ竪穴式石室があり、その内部から遺物が出土している。果樹園内の貯水槽の設置工事中に石室が発見されたもので、石室内の南端部はすでに調査以前に遺物が取り上げられていたため、その本来の配置状況には不明なところも多い。石室内の粘土床の南端付近に従来仿製と考えられていた三角縁神獸鏡1面が、その北端付近に仿製四獣鏡1面が置かれ、その間に多数の腕輪形石製品が長く広がって置かれていたらしい。また棺の北側、棺と石室の北側の小口の壁面の間の狭い空間からは、小刀2、鉄斧1、鎌1、やりがんな2の農具類が検出されている。さらに石室南端部からは鉄剣の小片が出土している。

不時発見にともなう調査であり、本来の遺物のすべてが確認されたかどうかは不明である。ただし北半分については発掘調査によって検出されたものであり、また南半部についてもほとんどの遺物が確認されているようで、遺物の中に失われたものがあるとしてもそれはごく少量と判断される。このことから、茶臼塚古墳の遺物には本来多量の武器・武具が含まれていたと考えることは困難である。2面の鏡と数十点の腕輪形石製品を中心とする遺物が副葬品の中心で、武器類があったとしてもその量はきわめて限られたものあったと想定できる。

このように茶臼塚古墳の竪穴式石室についても、すでに検討した島の山古墳の前方部粘土槨、長塚古墳西槨、石山古墳西槨と同じような性格の被葬者を想定することが出来よう。さきに述べたように、この古墳は南北22m、東西16mほどの小方墳であって、この竪穴式石室以外に埋葬施設の存在を想定することは困難である。ただこの古墳は、前期の大型前方後円墳である松岳山古墳の前方部前面に、わずか20cmほどの間隔を隔てて、しかも墳丘端を同じように板石を垂直に積み上げるといふ共通の手法で構築されており、おそらく松岳山古墳の造営と同時期に計画的に造営された陪塚的性格の古墳であろう。したがってこの茶臼塚古墳の竪穴式石室に葬られた呪術的・宗教的権能を保持した人物は、松岳山古墳の後円部に営まれた初現期の長持形石棺を納めた大型竪穴式石室の被葬者の首長権を補完する役割を担った人物ととらえるべきであろう。この人物が松岳山古墳の墳丘に葬られなかったのは、おそらく松岳山古墳の被葬者と血縁関係で繋がった同族ではなかったからであろう。

墳丘長120mの前方後円墳である奈良市猫塚古墳の北側の外堤上の小陪塚と想定される猫塚北古墳の粘土槨からも、石釧8、車輪石2が石製合子や玉類とともに出土している。これも茶臼塚古墳と同様の性格を考えることができるのではなかろうか。

なお松岳山古墳の後円部の石室は、1878年に当時の堺県令の税所篤によって発掘され、その際に石棺内から管玉、石製品が、棺外から鏡2、勾玉、管玉、刀剣片などが出土しており、さらに1955年の大阪府教育委員会の調査の際にも勾玉、管玉などの玉類のほか、鏡破片、鍬形石片1点、石釧片27点以上や多数の刀剣、鉄鏃片、銅鏃のほか鉄鎌・鉄鍬などの農工具片なども採集されている<sup>(20)</sup>。したがって松岳山古墳本体の中心的被葬者も、腕輪形石製品を副葬するとともに、多数の鉄製武器を保持していたことが知られ、司祭的性格をも併せもつ、政治的・軍事的首長であったと想定できる。

#### ■奈良県東大寺山古墳後円部粘土槨

天理市標本町に所在する東大寺山古墳は、後漢の中平の年号銘をもつ大刀を出した古墳として知られるもので、前方部を北に向けた墳丘長約140mの前方後円墳で、その後円部の中央に墳丘の主軸と並行する軸をもつ大型の粘土槨が1961～62年に天理大学によって調査されている<sup>(21)</sup>。すでに棺内部分の大半は盗掘をうけていたが、棺内のやや北よりの部分からは玉類とともに27点の鍬形石、26点の車輪石、2点の石釧のほか、壺形石製品や器台付壺形石製品などが出土している。また盗掘の難を免れた棺外の東西両側の部分からは、中平年銘鉄刀を含む20点の鉄刀をはじめ多数の鉄剣、槍先、銅鏃・鉄鏃、巴形銅器をとまなう盾など多量の武器・武具が出土している。鉄刀のなかには素環頭大刀が6、家形などさまざまな装飾をもつ銅製環頭を着装したのも少なくない。さらに棺を覆う粘土中から2領の革製の甲と草摺なども検出されている。

このように、東大寺山古墳では棺内の大部分が盗掘を受けているにもかかわらず、多量の腕輪形石製品が棺内から出土し、また棺外からは多量の刀剣をはじめとする武器・武具が出土している。棺内に武器・武具が存在したかどうかは明らかにしえないが、棺外の武器の量がきわめて多いところからも、すでにみた島の山前方部粘土槨、長塚古墳西槨、石山古墳西槨、茶臼塚古墳竪穴式石室の被葬者たちとはまた異なった被葬者像を考えざるをえない。この東大寺山古墳は、前方部が後円部に比べてきわめて低く、ここに重要な埋葬施設の存在を想定することは難しい。また後円部にも

この粘土槨以外の重要な埋葬を想定するのは困難である。

これらの点から、東大寺山古墳の後円部粘土槨の被葬者としては、一人で武人的性格と司祭者の性格を兼ね備えた首長を想定するほかない。それが男性首長である可能性は大きいと判断されるが、それを論証することもまた困難である。

### ③……………多量の腕輪形石製品をともなう埋葬にみられる二者

腕輪形石製品の多量副葬の意味をさぐるために、とりあえず日本の古墳で一つの埋葬施設から50点以上の多量の腕輪形石製品を出した例について検討してみた。それは、こうした多量副葬の埋葬にこそ、腕輪形石製品の本質が明確に表されていると判断したためである。その結果、それぞれ133点、76点、67点と特に出土点数の多い島の山古墳前方部粘土槨、長塚古墳西槨、石山古墳西槨の諸例がすべて、同じ古墳に埋葬されているおそらく男性と想定される政治的・軍事的な首長を補完する役割を担った呪術的・宗教的役割りの首長と想定された。また、それらの諸例に次いで多量の腕輪形石製品を出した小型方墳茶臼塚古墳の竪穴式石室の被葬者についても、隣接する大型前方後円墳の被葬者を助ける、やはり呪術的権能をもつ被葬者像を想定することができた。このことはまた腕輪形石製品が、呪術的・宗教的性格をもつ司祭者を象徴する遺物であろうとする先行研究の結論にあやまりがないことを裏付けるものでもあろう。

ただこれをもって、多量の腕輪形石製品を副葬した埋葬施設の被葬者がすべて俗的首長を扶ける聖的首長ととらえるのは早計である。なぜなら茶臼塚古墳の竪穴式石室例と同数の腕輪形石製品が検出された東大寺山古墳例については、併せて大量の武器・武具の副葬が認められるからである。さらに東大寺山古墳例については、すでに検討した複数の顕著な埋葬施設をもつ諸例とは異なり、多量の腕輪形石製品と併せて多量の武器・武具をともなった粘土槨が、おそらくこの古墳のただ一つの中心的埋葬と想定されることも重要である。東大寺山の粘土槨例は、すでにみた諸例とは大きく異なり、政治的・軍事的な首長権と呪術的・宗教的首長権を合わせ持つ、おそらく男性首長をその被葬者として想定することが出来るのである。

このように、多量の腕輪形石製品をともなった埋葬には、政治的・軍事的、すなわち俗的首長権をもつ首長を扶ける呪術的・宗教的、すなわち聖的首長権を保持する被葬者を想定できる島の山古墳前方部粘土槨例に代表される諸例とともに、東大寺山古墳粘土槨例のように聖・俗の両首長権を相兼ねる被葬者像が想定できる例の二者の存在が知られるのである。すなわち、大量の腕輪形石製品をともなう埋葬にも、武器・武具の副葬がほとんどみられないA類と、併せて多量の武器・武具の副葬がみられるB類の二者の存在が認められるのである。このことをより明確にするために、さらに1基の埋葬施設から50点未満、20点以上の腕輪形石製品を出した諸例についても検討を試みてみることにしよう。

32～34点もの腕輪形石製品を出した大阪府河内長野市大師山古墳では、墳丘長50mほどの前方後円墳の後円部にあった粘土槨と推定される埋葬施設から車輪石15～16、石釧16～17、鍬形石1が、仿製内行花文鏡1、紡錘車形石製品、玉類、鉄剣3以上、刀子1などとも出土したことが知られている。腕輪形石製品の量に比べて武器・武具の比重が少ないところからA類に含まれる可能性が

高いが、学術的な調査による出土ではないため、結論は保留するほかない。京都府京田辺市飯岡車塚古墳の竪穴式石室でも石釧約24、車輪石4、鍬形石1が、玉類、脚付小形埴などとともに出土しているが、武器・武具としては若干の刀剣片が知られているにすぎない<sup>(23)</sup>。これもA類である可能性は高いと思われるが、学術的な調査による出土ではないため結論は保留せざるをえない。

次いで多くの腕輪形石製品を出している大阪府松岳山古墳の長持形石棺をとまなう竪穴式石室については、すでに隣接する茶臼塚古墳の検討の際にふれたように、27点の石釧片、1点の鍬形石片などとともに多量の鉄製武器が出土したことが知られており<sup>(24)</sup>、副葬品の全貌は不明ではあるが、B類に属するものであることは疑いなかろう。また21点の石釧が出土している奈良市猫塚古墳の前方部竪穴式石室でも、21点以上の石釧とともに鉄剣22、鉄刀8が出土しており<sup>(25)</sup>、明らかにB類に属するものである。このほか、大規模な盗掘を受けていたにもかかわらず30点をこえる腕輪形石製品が遺存していた奈良県メスリ山古墳では、明らかに副葬品収納用の施設である副室から多種多量の武器・武具が出土している<sup>(26)</sup>。これもまたB類に含まれるものであることは明らかである。

次に20点未満の腕輪形石製品を出した例を検討してみる。まずA類ないしA類の可能性が考えられる例からみて行こう。鳥取県羽合町馬山4号墳の1号主体と呼ばれる竪穴式石室では、石釧8、車輪石4が、三角縁神獸鏡、方格規矩鳥文鏡、仿製画文帯神獸鏡、内行花文鏡、変形二獸鏡など5面の銅鏡とともに棺内から、鉄刀1、鉄剣1と鉄斧、やりがんななどの農工具類や鉄鍬1塊が棺外から検出されている<sup>(27)</sup>。腕輪形石製品や鏡にくらべて武器・武具がきわめて少なく、それも棺内には認められなかったことからA類に属するものであることは疑いなかろう。また徳島県巽山古墳の竪穴式石室では、石室内から車輪石8、石釧4、鍬形石4が変形神獸鏡、小型変形方格鏡、仿製獸帯鏡など3面の鏡などと共に出土しているが、武器類としては鉄刀1が報告されているにすぎない<sup>(28)</sup>。A類に属する可能性が大きい古い時期の発掘であり、必ずしも確実とはいえない。

京都府八幡町西車塚古墳は、墳丘長115mの、前方部を北に配した前期後半の前方後円墳である。墳丘主軸に直交する方向で後円部頂部の中央よりやや南に偏った位置にある竪穴式石室から、車輪石10、石釧3、鍬形石2が三角縁神獸鏡、画文帯神獸鏡、龍虎鏡、変形六獸鏡、変形方格四神鏡など5面の銅鏡、玉類、鉄刀片などとともに出土している<sup>(29)</sup>。土取り工事にともなう発見であり、副葬品の全貌は不明であるが、鉄刀片が採集されているにもかかわらず少量であることは注意すべきであろうか。確実とはいえないがやはりA類に属する可能性の高い例である。

愛知県上野町の兜山古墳は、直径約45mの円墳であるが、1880年に墳頂部の粘土槨と推定される施設から石釧9点、従来仿製鏡とされていた三角縁獸文帯三神三神鏡、内行花文鏡、六神鏡、振文鏡など4面の銅鏡や石製合子、石製埴、石製器台、鉄刀片、玉類などとともに出土している<sup>(30)</sup>。これは地主によって発掘されたものであるが、届出の書類などによると発掘は慎重に行われ、記録も比較的正確なように判断される。したがってさらに多量の鉄製武器類が存在した可能性は少ないと思われる。これもまた非学術的発掘で確実とはいえないが、A類に属する可能性が大きいことは否定しがたい。

茨城県大洗町の常陸鏡塚古墳は、墳丘長105mの前方後円墳で、1949年国学院大学によって学術的な発掘調査が行われている。その結果、墳丘の主軸と並行する方向に営まれた後円部頂部中央の粘土槨の棺内から、石釧6が変形四獸鏡、内行花文鏡、玉類、鉄製農工具、農工具の石製模造品類、

鉄刀1などとともに出検されている。<sup>(31)</sup>腕輪形石製品や祭器としての多量の鉄製農工具やその石製模造品類に比べて鉄刀1という武器の劣性は明確であり、A類に属するものと考えてよからう。人骨は人類学の鈴木尚氏によれば「30ないし40歳の壮年人骨」というが、性別は明らかにされなかったようである。ただ、腕輪形石製品がすべて石釧であった点は、長塚古墳西櫛などの場合と同じように、被葬者が女性であった可能性を示唆するものかも知れない。

大阪府高槻市弁天山C1号墳は、墳丘長72mの前方後円墳で、その後円部から墳丘の主軸に斜交する方向の竪穴式石室とそれに並んで2次的に埋葬が行われた粘土槨が、さらに前方部から墳丘主軸に直交する方向の粘土槨が検出されている。このうち後円部の竪穴式石室は、石材採取のためほとんど破壊されていたが、底部の粘土床上やその周辺部には少なくない副葬品が遺存していた。すなわち棺内の頭部付近からは石釧4、車輪石3が、吾作銘二神二獣鏡、四獣鏡と、脚部付近からは石釧1、車輪石1が玉類や仿製とされていた三角縁波文帯三神三獣鏡、石製合子、筒形石製品などとともに出土している。さらに棺外からは鉄刀2口分、銅鏃29や鉄製農工具類が出土している。<sup>(32)</sup>木棺の西側は破壊が著しく、石室の壁材もほとんど失われており、この部分にさらに武器類があった可能性は否定できない。ただ破壊の原因があくまでも石材採取にあったことは疑いなく、棺の西側にさらに多量の武器類があったとも考え難い。特に棺内に武器武具が納められていなかったことは、棺内遺物の遺存状況からみてもほぼ確であろう。この点からA類に含まれる可能性も考えられるが、確実とはいえず、結論は保留せざるをえない。

次に腕輪形石製品とともに武器・武具の副葬も顕著なB類とみられる例をみとめることにしよう。石川県鹿西町雨の宮1号墳は、墳丘長64mの前方後方墳で、後方部のほぼ中央に粘土槨（第1主体）が、その西側に並列して木棺直葬の埋葬施設（第2主体）が営まれていることが確認されている。このうち調査の行われた粘土槨では、石釧15、車輪石4が琴柱形石製品とともに検出されているが、方形板革綴短甲、鉄刀7程度、短剣7程度、銅鏃52を収めた鞆、鉄鏃約30、盾など武器・武具類の副葬もまた豊富である。<sup>(33)</sup>B類に含まれるものであることは明らかであろう。

三重県嬉野町の向山古墳は、墳丘長71mの前方後方墳である。後方部の粘土槨の棺内から11点の石釧、4点の車輪石が、内行花文鏡、獣形鏡、重圈文鏡ほか1面の鏡、筒形石製品、鉄刀2などと共に出土しており、さらに棺外からも槍先3口が出土している。<sup>(34)</sup>10点をこえる腕輪形石製品を持つとともに、明らかに鉄刀や槍などの武器類をとまなう例として認識される。

京都府園部町垣内古墳は、前期後半の墳丘長約82mの前方後円墳で、後円部の中央から割竹形木棺を収めた粘土槨が検出されている。東枕と想定される棺の棺内足元から棺西端部までの広い範囲から車輪石9、石釧3が、棺外からは多量の鉄剣・鉄刀・鉄槍・鉄鏃、銅鏃などが方形板革綴短甲、鉄製農工具類、石製鏃などとともに出土している。<sup>(35)</sup>典型的なB類の副葬品の組合せである。またこの古墳では棺内から3面、棺端部棺外と想定される位置から3面の鏡が出土しているが、多量の武器類はすべて棺外からの出土で、棺内遺物が鏡、玉類、腕輪形石製品に限られる点が注目される。

山梨県中道町の銚子塚古墳は、墳丘長169mの、東日本では最大級の前期の前方後円墳である。ここでは後円部頂の中央に墳丘主軸と直交する方向に営まれた竪穴式石室から、車輪石6、石釧5が、貝輪1、内行花文鏡、三角縁神人車馬鏡、仿製とされていた三角縁神獣鏡、甕龍鏡、仿製画文帯神獣鏡など5面の鏡、杵形石製品、玉類、さらに鉄刀4、鉄剣3、鉄鏃、鉄斧などと共に検出されて

<sup>(36)</sup> いる。やはり10点をこえる腕輪形石製品をもつとともに、武器類も豊富であり、B類に位置づけられよう。

奈良市マエ塚古墳は、佐紀古墳群の大型前方後円墳である佐紀陵山古墳（現日葉酸媛皇后陵）の後円部のすぐ北東側に位置した径47～48mの大型円墳である。墳頂部中央の南北に主軸を置く粘土槨はすでに大規模な盗掘をうけていたが、それでも棺内から10点の石釧が、棺外の北に接する部分からはいずれも仿製の内行花文鏡や四獣鏡など9面の銅鏡と石製合子2、石製埴1が箱に納められたような状況で検出されている。さらに棺の両側の一段高い部分から鉄剣ないし槍先が119点、鉄刀が24点、さらに棺の北側部分から斧、鎌、鋤先、刀子などの鉄製農具類がまとまって出土している。<sup>(37)</sup> 棺の中央から南半部と棺の東側部分の大半が大規模な盗掘により失われており、さらに多量の武器・武具が存在した可能性が高い。こうした多量の鉄製武器を持つ被葬者が、銅鏡や石製合子とともに10点の石釧を持っていたことが注目される。

このほか、愛知県犬山市東之宮古墳<sup>(38)</sup> 堅穴式石室、滋賀県草津市北谷11号墳<sup>(39)</sup> 粘土槨、大阪府茨木市紫金山古墳<sup>(40)</sup> 堅穴式石室、奈良市猫塚古墳<sup>(41)</sup> 前方部堅穴式石室なども多量の腕輪形石製品とともに相当量の武器・武具が認められ、明らかにB類に含まれる例であろう。

このように、雨の宮1号墳の粘土槨、垣内古墳の粘土槨、向山古墳の粘土槨、銚子塚古墳の堅穴式石室、マエ塚古墳の粘土槨などでは、いずれも多量の腕輪形石製品とともに大量の武器・武具類の副葬が認められる。それらは明確にA類とは異なる組合せの副葬品の構成を示しており、B類に属することが認識されるのである。

なお、一つの埋葬施設から多量の腕輪形石製品と多種多量の武器武具が出土する例については、同一の棺に性格の異なる複数の被葬者が埋葬された可能性がないかどうかの検討が必要であろう。多量の腕輪形石製品を出した埋葬例にも、福井市竜ヶ岡古墳の家形石棺直葬例のように壮年男性と熟年女性が合葬された例<sup>(41)</sup> や、香川県津田町岩崎山4号墳のように堅穴式石室内の割竹形石棺の南北両端に造り付けの枕が設えられ、3体の人骨が収められていた例<sup>(42)</sup> などが知られている。このうち竜ヶ岡古墳例では先に熟年女性が北枕で、後に壮年男性が南枕で葬られ、棺内北よりの女性の頭部付近には首飾りの玉類のほか二神二獣鏡、石釧6、農具具雛形品などが、南よりの男性の頭部付近には振文鏡、貝釧3、やりがんな、櫛などがあり、さらに鉄槍先2が棺内東壁南よりから、鉄剣1が西壁のほぼ中央からいずれも切先を南にして検出されている。石釧をもつ司祭者の女性と貝釧とともに剣・槍などをもつ武人としての男性が合葬されていることは疑いなかろう。岩崎山4号墳については人骨や副葬品の原位置は不明であるが、そうした司祭者と武人の合葬を想定することも不可能ではない。

このように同一の棺に聖・俗の被葬者が合葬された例は確かにあるが、さきにB類と想定した埋葬のうち東大寺山古墳、松岳山古墳、メスリ山古墳、雨の宮1号墳、垣内古墳、銚子塚古墳、マエ塚古墳、紫金山古墳などでは発掘調査が行われており、いずれも同棺合葬をうかがわせるような材料は知られていない。刳抜式石棺や箱式石棺などの場合をのぞき、前期初頭以来の長狭な割竹形木棺を堅穴式石室や粘土槨に収めた場合には単葬の例が圧倒的に多いことは、従来のこの種の埋葬施設の発掘調査例からも明らかである。慎重な検討は必要であるが、B類の多くを聖・俗双方の性格を兼ね備えた首長の埋葬ととらえることは充分可能なのである。

#### ④……………古墳における聖・俗首長の埋葬位置

以上検討したところからも明らかなように、多量の腕輪形石製品をともなう古墳の埋葬施設については、武器・武具類をほとんど持たず、まさに呪術的・宗教的な司祭者としての被葬者像を想定できるA類と、多量の腕輪形石製品とともに多くの武器・武具類を持ち、政治的・軍事的権能と呪術的・宗教的権能を合わせ持つ被葬者像を想定できるB類の二者に大きく分けることができる。このことは、こうした多量の腕輪形石製品の副葬から、明らかに呪術的・宗教的権能を保持すると考えられる古墳被葬者の中にも、そうした呪術的・宗教的権能、すなわち聖的な首長権のみを示すものと、あわせて政治的・軍事的権能、すなわち俗的な首長権の保持を示すものの二者が存在することを物語っている。それではこうした明らかにその性格を異にする首長権をもつ首長の埋葬施設は、それぞれの古墳のなかで、どのような位置を占めているのであろうか。次にこの点についての検討を試みてみたい。

こうした観点から一つの古墳におけるA類とB類という性格を異にする埋葬の具体的なあり方を検討すると、明らかに異なるいくつかの類型を見いだすことができる。その第1は、石山古墳の西槨（A類）と中央槨・東槨（B類）の関係や、あるいは長塚古墳の西槨（A類）と東槨（B類）との関係にみられるように、呪術的首長権をもつ被葬者と政治・軍事的首長権をもつ被葬者がほぼ同格とみられるものである。石山・長塚の両古墳では、木棺の型式は異なるものそれらはいずれも前方後円墳の後円部の頂部に、同じような粘土槨で埋葬されているのである。これを仮に石山型と呼ぶことにしよう。

ついで第2の類型としては、島の山古墳の後円部の竪穴式石室（B類か）と前方部の粘土槨（A類）の関係にみられるように、明らかに呪術的首長権を示す埋葬より政治的・軍事的首長権を示す埋葬が優位に立つものである。これを島の山型と呼ぶことにしよう。

第3の類型としては、東大寺山古墳の粘土槨の場合にみられるように多量の腕輪形石製品とともに大量の武器・武具類をもち、政治的・軍事的権能と呪術的・宗教的権能を合わせ持つ被葬者が想定され、かつそれが古墳の中心的埋葬施設となっていて他に顕著な埋葬施設が認められないものがある。この類型を東大寺山型と呼ぶことにしよう。この類型は、メスリ山古墳の竪穴式石室、垣内古墳の粘土槨、銚子塚古墳の竪穴式石室、向山古墳の粘土槨、マエ塚古墳の粘土槨などその例は少なくない。さらに前期の大型前方後円墳である奈良県桜井市外山茶白山古墳の竪穴式石室なども、盗掘を受けながらも4点の腕輪形石製品と多量の武器片が検出されており、この類型に属する可能性が大きい。ただこの類型については、他に顕著な埋葬施設がないことを発掘調査によって確認出来ている例は少ないから、あるいは第2の類型の島の山型である場合もあろう。なお、マエ塚古墳については、それが佐紀古墳群の大型前方後円墳である佐紀陵山古墳の陪塚的位置にある大円墳であることを注意しておく必要がある。

さらに第4の類型として、第3の類型の東大寺山型とは逆に、呪術的・宗教的権能をもつ被葬者を想定できるA類の埋葬施設が古墳の中心的位置を占めるか、あるいは単独で存在するものがある。大阪府茶臼塚古墳の竪穴式石室例はA類が単独で存在する例であるが、この場合それ自体がおそら

く東大寺山型に属する可能性が大きい松岳山古墳の陪塚的性格の古墳であることが注意されよう。この第4の類型を茶臼塚型と呼ぶことにするが、それが陪塚的性格の古墳ではなく、大型の前方後円墳・前方後方墳に存在するものとしては、鳥取県馬山4号墳の竪穴式石室（第1主体）、茨城県常陸鏡塚古墳の粘土槨などの例をあげることができよう。大阪府弁天山C1号墳竪穴式石室もこの例に属する可能性が大きい。

このように、同じように多量の腕輪型石製品をともなう埋葬でありながら、武器・武具をほとんど持たないA類と大量の武器・武具をもつB類という、明らかにその性格を異にする二者の同一古墳におけるあり方を検討すると、個々の古墳に表現される一代の首長権のあり方にもさまざまなあり方が存在したことが知られるのである。やはり最も多いのは、B類が古墳の中心的埋葬施設となっている東大寺山型である。それらB類の埋葬施設にも多量の腕輪型石製品やその他の石製品や石製模造品がみられ、その被葬者が政治的・軍事的首長であるとともに呪術的・宗教的首長でもあったことが明確に示されている点は重要であろう。少なくとも近畿地方などでは、腕輪形石製品が盛行する古墳時代前期後半から中期初頭の時期の大型古墳で腕輪形石製品を持たないものを見いだすのは困難であろう。

これとは逆に、A類が古墳の中心的埋葬となっている茶臼塚型は、先の東大寺山型に比べるときわめて少ない。茶臼塚古墳例は、それ自体が大型首長墓の陪塚的性格の古墳であるが、それ以外にも常陸鏡塚古墳のように、大型の前方後円墳でありながら後円部中央のA類の粘土槨以外には埋葬施設がみられないもの、馬山4号墳のようにA類の後円部中央の竪穴式石室以外にも後円部に箱式石棺1、前方部にも箱式石棺3、埴輪円筒棺3などの簡単な埋葬施設が複数みられるものなどがある。しかも常陸鏡塚古墳粘土槨、馬山4号墳竪穴式石室とも、腕輪形石製品にくらべると少ないとはいえ、武器類をともなっていることは無視できない。武人的性格よりは宗教的性格がより顕著な被葬者ということになる。

これら一代の首長権が一人の被葬者に体现されていた東大寺山型と茶臼塚型に対して、明らかに政治的・軍事的首長と呪術的・宗教的首長の組合せによって一代の首長権が構成されているのが、石山型と島の山型である。このうち石山型は政治的・軍事的首長権を示すB類の埋葬と呪術的・宗教的首長権を示すA類の埋葬がともに後円部にほぼ同格で営まれているのに対し、島の山型の島の山古墳では政治的・軍事的首長権を示す後円部のB類の埋葬に対し、呪術的・宗教的首長権を示すA類の埋葬が前方部に、明らかに従属的關係で営まれているのである。

茶臼塚型の例にあげた茶臼塚古墳の竪穴式石室も、個々の古墳単位ではなく、その主墳ともいうべき松岳山古墳との関わりで考えると、明らかに政治的・軍事的首長権に呪術的・宗教的首長権が従属する島の山型と共通する性格のものということになる。その違いは、先にもふれたように、政治・軍事的首長権を握る首長と呪術・宗教的首長権をもつ二人の人物の間に血縁関係があるか否かの差異であろう。

現在のところ、こうした石山型、島の山型の例は必ずしも多くはない。しかし島の山古墳例が同古墳の最近の調査ではじめて認識されるようになったことから伺えるように、個々の古墳の徹底した調査が進めば、東大寺山型・茶臼塚型と認識されている諸例のなかにも石山型ないし島の山型が含まれていることが明らかになるであろう。

## むすび

以上1～4節の各節で検討したところからも明らかなように、腕輪形石製品が盛んに古墳に副葬される古墳時代前期後半から中期初頭、すなわち4世紀前半から末葉にかけての時期には、一代の首長権が政治的・軍事的首長権と呪術的・宗教的首長権の組合せで成り立っている聖俗二重首長制が、決して珍しいものではなかったことが知られるのである。『魏志』倭人伝の卑弥呼と男弟の関係にみられるようなヒメ・ヒコ制ないし聖俗二重首長制が、少なくとも4世紀の後半ころまで存続したことは、こうした考古学的な検討結果からも疑いないのである。ただ、これら聖・俗の首長権を一人の首長が保持したと考えられる例もまた少なくないことは、東大寺山型とした聖・俗の首長権を兼ね備えた人物が一人だけ葬られた例も数多くみられることから伺えるのである。ただその場合も東大寺山型の諸例が示すように、その首長は大量の武器・武具とともに、多量の腕輪型石製品や鏡など司祭者であることを物語る遺物をも保持していることが注目される。このことは、この時期の首長は聖・俗双方の権能をかね備えていなければならない、それを一人の首長が担うか、複数の人物で担うかの違いにすぎなかったのである。

なお聖・俗の首長権を複数の人物が担う際の性的分担の問題については、古墳の被葬者の性別が確実に知られる例がきわめて少なく、今後の課題とするほかない。島の山古墳の前方部被葬者が女性である蓋然性が大きいことから伺えるように、聖的首長権の担い手は女性である場合が多かったことは確かであろう。ただ、一人の男性首長が両権を兼ねると想定できる例が少なくないことから明らかなように、男性が聖的首長権の担い手であった場合もまた少なくなかったであろう。

古墳時代の巫女について考古学の立場から論じた川西宏幸は、ヒメ・ヒコ制は卑弥呼の擁立がそうであったように異常な事態が生じたときに限られたものとし、山尾幸久のヒメ・ヒコ制評価論に異議を唱えている<sup>(43)</sup>。しかしここに論じたように、司祭者を象徴する遺物である腕輪形石製品の古墳におけるあり方から考えるかぎり、少なくとも4世紀においては聖俗二重首長制が決して特殊なものではなかったことは認めざるをえないというのが小論の結論である。腕輪形石製品というような時期と地域が限定された遺物による考察に限界があることも承知している。さらに多角的にこの時期の首長権、王権の実態について考えて行きたい。

## 註

(1) — 河上邦彦・西藤清秀ほか『島の山古墳調査概報』学生社 1997年

(2) — 白石太一郎「巫女王卑弥呼の残映」『古墳の語る古代史』岩波現代文庫 2000年

(3) — 高群逸枝『女性の歴史』理論社 1966年、洞富雄『天皇不親政の起源』校倉書房 1979年、佐喜真興英『女人政治考』1926年、井上光貞『日本古代国家の研究』岩波書店 1965年など

(4) — 高良倉吉『琉球王国の構造』吉川弘文館 1987

年

(5) — 今井堯「古墳時代前期における女性の地位」『歴史評論』383号 1982年、のち『日本女性史論集』2 2000年、寺沢知子「権力と女性」『古代史の論点』2 女と男、家と村 小学館 2000年

(6) — こうした特異な首長制、ないしは王制については、男王・女王の「共同統治」(井上光貞『日本古代国家の研究』岩波書店 1965年)、「聖俗二重政体」(三品彰英『民族学からみた倭人伝』『シンポジウム邪馬台国』創文

- 社 1966年),「姉弟・兄妹祭政二重主権制」(鳥越憲三郎『神々と天皇の間』朝日新聞社 1970年), 宗教的君主と政治的君主の「二重統治組織」(洞富雄『天皇不親政の起源』前掲) などさまざまに呼ばれるが,ここでは聖俗の分権的重層構造を重視して「聖俗二重首長制」「聖俗二重王制」と呼んで置きたい。
- (7) — その意味で, 義江明子氏の次の近業はきわめて興味深く, 多くの示唆をうけた。義江明子「“卑弥呼たち”の物語—男と女/公と私—」『いくつもの日本』VI 女の領域・男の領域 岩波書店 2003年
- (8) — 泉森 皎編『奈良県磯城郡川西町島の山古墳』川西町教育委員会 1992年
- (9) — 佐藤小吉「島根山古墳」『奈良県史跡名勝天然記念物調査報告』第7集 1920年, 梅原末治「大和磯城郡島根山に就いて」『歴史と地理』第10巻2号 1922年
- (10) — 泉森 皎編, 前掲報告
- (11) — 森田常次郎「島根山古墳出土の車輪石の真相」『大和考古学』5 1932年
- (12) — 河上邦彦・西藤清秀ほか, 前掲報告
- (13) — 永井昌文「弥生時代の巻貝製貝輪について」『日本考古学協会第35回総会研究発表要旨』1969年, 木下尚子「南海産貝輪着装習俗の構造」『南海貝文化の研究—貝の道の考古学—』法政大学出版局 1996年, 同「古墳時代南海交易考」『考古学雑誌』第81巻1号 1996年
- (14) — 高倉洋彰「右手の不使用—南海産貝製腕輪着装の意義—」『九州歴史資料館研究論集』第1集 1975年, 木下尚子「南海産貝輪着装習俗の構造」(前掲)
- (15) — 木下巨「島の山古墳」『大和を掘る』19 橿原考古学研究所附属博物館 2001年
- (16) — 中井正幸・鈴木元ほか『長塚古墳範囲確認調査報告書』大垣市教育委員会 1993年
- (17) — 藤井治左衛門「岐阜県不破郡青墓村大字矢道長塚古墳」『考古学雑誌』第19巻6・7・9号 1972年
- (18) — 小林行雄「三重県石山古墳調査略報」『日本考古学協会第8回総会研究発表要旨』1951年, 小野山節・森下章司・高橋克壽「石山古墳」『紫金山古墳と石山古墳』京都大学文学部博物館 1933年
- (19) — 安村俊史「松岳山古墳群」『柏原市埋蔵文化財発掘調査概報』1984年度 柏原市教育委員会 1985年, 竹下賢・桑野一幸ほか「松岳山古墳群—茶臼塚古墳—」『柏原市埋蔵文化財発掘調査概報』1985年度 柏原市教育委員会 1986年
- (20) — 小林行雄『河内松岳山古墳の調査』大阪府文化財調査報告書 第5輯 1957年
- (21) — 『天理ギャラリー第43回展 大和東大寺山古墳』東京天理ギャラリー 1975年
- (22) — 梅原末治「南河内郡三日月村大師山古墳」『大阪府史蹟名勝天然記念物調査報告』第3輯 1932年, 網干善教ほか『河内長野大師山』関西大学文学部考古学研究 第5冊 1977年
- (23) — 梅原末治「飯岡の古墳」『京都府史蹟勝地調査会報告』2 1920年, なお遺物の点数については東京国立博物館編『東京国立博物館図版目録』古墳遺物編(近畿I) 1988年によった。
- (24) — 小林行雄『河内松岳山古墳の調査』(前掲)
- (25) — 中村春寿・小島俊次「猫塚古墳」『奈良県史跡名勝天然記念物調査抄報』第12輯 1959年
- (26) — 伊達宗泰編『メスリ山古墳』奈良県史跡名勝天然記念物調査報告 第35冊 1977年
- (27) — 佐々木謙『馬山古墳群』佐々木古代文化研究室 1962年
- (28) — 田所市太「阿波国星河内の古墳」『考古学雑誌』第10巻7号 1920年, 天羽利夫ほか『四国の古墳』徳島県立博物館 1992年
- (29) — 梅原末治「八幡町西車塚古墳」『京都府史蹟勝地調査会報告』第1冊 1919年
- (30) — 「欠下(兜山)古墳」『愛知県史蹟名勝天然記念物調査報告』第2冊 1930年
- (31) — 大場磐雄・佐野大和『常陸鏡塚』国学院大学考古学研究報告 第1冊 1956年
- (32) — 原口正三・西谷正「弁天山C1号墳」『弁天山古墳群の調査』大阪府文化財調査報告 第17輯 1967年
- (33) — 橋本澄夫・中屋克彦「石川県鹿島郡鹿西町雨の宮古墳群」『日本考古学年報』49 日本考古学協会 1998年
- (34) — 後藤守一「伊勢一志郡豊地村の二古式墳」『考古学雑誌』第14巻3号 1923年
- (35) — 森浩一編『園部垣内古墳』同志社大学文学部考古学調査報告第6冊 1990年
- (36) — 上田三平「山梨県鉾子塚古墳 附丸山古墳」『史蹟調査報告』第5冊 1930年
- (37) — 小島俊次『マエ塚古墳』奈良県史跡名勝天然記念物調査報告 第24集 1969年
- (38) — 杉崎彰ほか「愛知県白山平東之宮古墳」『日本考古学年報』26 1975年
- (39) — 小笠原好彦「草津川流域の古墳の展開」『近江の考古学』サンライズ出版 2000年
- (40) — 小野山節・森下章司「紫金山古墳」『紫金山古墳

---

と石山古墳』京都大学文学部博物館 1933年

(41) — 斎藤優『足羽山の古墳』福井県郷土誌懇談会  
1960年

(42) — 樋口隆康ほか『岩崎山第4号古墳発掘調査報告

書』津田町教育委員会 2002年

(43) — 川西宏幸「古墳時代の巫女」『古墳時代の比較考  
古学』同成社 1999年

(国立歴史民俗博物館考古研究部)

(2003年3月6日受理, 2003年5月9日審査終了)

---

## **An Archaeological View of the Dual System of Religious and Secular Chieftainship**

SHIRAIISHI, Taichiro

An especially large number of examples of bracelet-shaped stone articles have been found among burial sites situated inside tombs dating over a period of about four centuries from the Early Kofun (Tumulus) period through to its early Middle period. Each of the three types of bracelet-shaped stone articles -- made from stone used for hoes, bracelets and wheels (kuwagataishi 鍬形石 • ishikushiro 石釧 • sharinseki 車輪石)-- can be traced back to the shell bracelets made of shells from the South Seas during the Yayoi period. They are regarded as artifacts that symbolize priests whose occupation was to worship Japanese gods (kami). Accordingly, people who were buried with an especially large quantity of bracelet-shaped stone articles are understood to have been chieftains with a magical and religious character. This paper examines examples of large quantities of bracelet-shaped stone articles excavated from one burial site inside tombs, and investigates the positions of such burial sites inside the same tomb, and examines the relationship between political-military chieftainship and magical-religious chieftainship that existed at a certain time in the history of chieftainship.

First, an examination of examples of a large quantity of bracelet-shaped stone articles from single burial sites reveals that they fall into two distinct categories: those that are accompanied by virtually no weapons or armor (Type A), and those that are accompanied by large quantities of weapons and armor (Type B). It goes without saying that the former are chieftains with a magical-religious role, while the later are chieftains who played a political-military role combined with some magical-religious elements. Of those that fall into the first category, there is an extremely high possibility that the people who were buried were women, as exemplified by the clay coffin from the front section of the Shimanoyama tomb in Kawanishi-cho, Nara Prefecture. Next, an examination of the positional relationship where both types are located inside the same tomb shows that where there is one centrally positioned burial site inside the tombs, some articles belong to Type B and some belong to Type A, in one tomb there are Type A and Type B burial sites, one where both are virtually equal, and one where Type B clearly has a dominant position. When synthesizing this information we find that during this period a dual religious-secular

---

---

system of chieftainship comprising a combination of political-military chieftainship and magical-religious chieftainship was not a special phenomenon at all. What is more, in instances where one person held the chieftainship, that chief possessed both large quantities of weapons and armor together with many bracelet-shaped stone articles, indicating that the chief possessed a priest-like power as well.